

北上市訓令第7号

市長部局

北上市一般職の職員等の旅費の支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市一般職の職員等の旅費の支給規程の一部を改正する訓令

北上市一般職の職員等の旅費の支給規程（平成3年北上市訓令第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（車賃） 第3条 条例第9条本文に定める車賃の行程計算は、<u>1キロメートル未満を切り捨てないものとし、算定金額の1円未満の端数は切り捨てるものとする。</u> 2 〔略〕 <u>（勤務地内の旅行に係る陸路の計算）</u> 第4条 条例第13条に規定する勤務地内旅行の旅費を支給する場合、<u>陸路の路程の計算については、別に定める北上市職員旅行路程図（以下この条において「路程図」という。）によるほか、次の各号のとおりとする。</u>	（車賃） 第3条 条例第9条本文に定める車賃の行程計算は、<u>0.1キロメートル未満を切り捨てるものとし、算定金額の1円未満の端数は切り捨てるものとする。</u> 2 〔略〕

(1) <u>路程図にない箇所への陸路の路程の計算は、路程図に掲げる箇所に至近のものとする。</u> (2) <u>本庁から1キロメートルの範囲内にある箇所への陸路の路程の計算は、本庁を基点とする。</u> (日額旅費) <u>第5条</u> 条例第14条及び規則第4条に規定する日額旅費は、職員が次の各号のいずれかに掲げる旅行をした場合に支給するものとする。 (1)・(2) [略] 2 前項の日額旅費の支給に関しては、<u>岩手県日額旅費支給規程</u>（昭和37年岩手県訓令第30号）の適用を受ける岩手県一般職の職員の例による。	(日額旅費) <u>第4条</u> 条例第14条及び規則第5条に規定する日額旅費は、職員が次の各号のいずれかに掲げる旅行をした場合に支給するものとする。 (1)・(2) [略] 2 前項の日額旅費の支給に関しては、<u>日額旅費支給規程</u>（昭和37年岩手県訓令第30号）の適用を受ける岩手県一般職の職員の例による。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。